

令和7年第8回住田町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年3月3日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第7号
令和6年度住田町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 2 議案第8号
令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第9号
令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第10号
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 5 議案第11号
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第12号
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第13号
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第14号
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第15号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第16号
住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第1号
令和7年度住田町一般会計予算
- 日程第12 議案第2号

令和7年度住田町国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第3号

令和7年度住田町介護保険特別会計予算

日程第14 議案第4号

令和7年度住田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第5号

令和7年度住田町簡易水道事業会計予算

日程第16 議案第6号

令和7年度住田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（12名）

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

副町長 小向正悟君 総務課長
兼選挙管理委員会書記長 横澤広幸君

住民税務課長兼
会計管理者 鈴木絹子君 企画財政課長 高萩政之君

保健福祉課長
兼地域包括支
援センター長
農政商工課長兼
農業委員会
事務局長
教育次長

千葉英彦君

建設課長

佐々木淳一君

菊田賢一君

林政課長

佐々木暁文君

多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長

菅野享一

係長

高橋京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第7号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、議案第7号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第7号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,910万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億6,290万8,000円とするものがあります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

1款町税8,329万2,000円の増は、償却資産課税額7,061万6,000円の増が主なものであります。

9款地方特例交付金1,787万4,000円の増は、定額減税減収補填特例交付金1,749万円の増が主なものであります。

10款地方交付税7,053万9,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。

12款分担金及び負担金42万3,000円の減は、地域情報通信基盤施設撤去負担金6

5万2,000円の減が主なものであります。

13款使用料及び手数料371万2,000円の減は、地域情報通信基盤施設使用料148万8,000円の減が主なものであります。

14款国庫支出金2,557万6,000円の減は、新型コロナワクチン接種助成金787万6,000円の減が主なものであります。

15款県支出金2,812万2,000円の減は、森林環境保全直接支援事業補助金627万円の減が主なものであります。

16款財産収入14万3,000円の増は、基金運用収入の増によるものであります。

17款寄附金1,625万円の減は、指定寄附金の減によるものであります。

18款繰入金2億4,666万3,000円の減は、減債基金繰入金1億6,253万4,000円の減が主なものであります。

20款諸収入160万3,000円の減は、学校給食徴収金326万4,000円の減が主なものであります。

21款町債2,860万円の減は、町道改良等1,400万円の減が主なものであります。続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は22ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

1款議会費1,250万3,000円の増は、備品購入費の計上が主なものであります。

2款総務費6,796万5,000円の減は、会計年度任用職員報酬1,438万9,000円の減が主なものであります。

3款民生費2,245万2,000円の減は、重度心身障害者医療扶助費521万9,000円の減が主なものであります。

4款衛生費3,233万1,000円の減は、予防接種委託料の減が主なものであります。

6款農林業費2,061万4,000円の減は、有害捕獲業務報償費478万4,000円の減が主なものであります。

7款商工費1,992万円の減は、ふるさと納税返礼品代939万3,000円の減が主なものであります。

8款土木費4,899万円の減は、町営住宅団地返還現況復旧工事費の減が主なものであります。

9款消防費784万4,000円の減は、大船渡地区消防組合分担金520万7,000

円の減が主なものであります。

10款教育費1,553万2,000円の減は、住田中学校灯油地下タンク配管工事費の減が主なものであります。

12款公債費は財源組替えを行うもので、増減はございません。

13款諸支出金4,404万4,000円の増は、減債基金積立金6,904万4,000円の計上が主なものであります。

次に、繰越明許費を第2表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、議会タブレット導入事業、3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰緊急支援給付金事業、7款商工費、1項商工費、使って応援住田チケット2025発行事業、8款土木費、1項道路橋梁費、道路等改良事業は、いずれも実施期間に日数を要するため、繰越し、予算執行を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正を第3表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。庁舎等建物清掃委託及び町有施設警備委託を追加しようとするもので、庁舎等建物清掃委託の期間は、令和7年度、限度額は731万3,000円、町有施設警備委託の期間は、令和7年度、限度額1,501万3,000円の追加であります。

次に、地方債の補正を第4表により御説明いたします。

8ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。変更は次の5事業であります。

町道改良等事業を1,400万円減額し1億7,050万円に、橋梁補修事業を120万円減額し2,850万円に、通信指令設備更新事業を850万円減額し6,240万円に、防災行政無線中継局更新事業を40万円減額し4,180万円に、過疎地域持続的発展事業を450万円減額し5,600万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 旅費に関わることだけお伺いしたいと思います。ページは24ページの6目の企画費の中の8節の旅費です。ここの分については、大きな減額というふうな観点で、どういうふうな事業を取りやめたのか、ないしは見直したのか、そういう事情等をお伺いしたいと思います。

同様に、31ページになります。1目の保健衛生総務費の中の旅費についてであります。それこそ大きな、パーセントで言えば、とんでもないパーセントの分が減額になっているわけなんです、同様に、どういうふうな事業の見直し等々があったのかについて、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 4款の旅費の大幅な減の理由について御説明いたします。

この旅費については、在宅医療等在り方検討会と、及びタスクフォースを実施しているわけですが、その部分の検討会の回数を6回見ていたところを2回にしているところがございます。

あとは、タスクフォースについては、町内の方々の参加というところがありましたので、旅費不必要になりましたので、そこは大幅な減でございますし、研修旅費についても、当初、研修を予定しているところがございますが、なかなか皆さんの都合がつかなくて研修に行けなかったというところで大幅な減をしているところです。

私からは以上です。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは1点目の2款1項6目企画費の旅費の減額についてお答えをいたします。

大きなものとしたしましては、DX推進事業、こちらでは先進地事例の調査等の旅費を計上しておりましたが、今はインターネット等々で情報収集できる状況にもございまして、こちらで50万円ほど減額をいたしております。

それから、もう1点が総合計画策定事業におきまして、委員の先生方との調整ですとか、あるいは、こちらでも先進事例の調査などを予定しておりましたが、打合せがオンラインでできたことや、調査もネット等々で情報収集できたということで、60万円ほど減額をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） まず、24ページの企画の分については、ネットでもって対応できたというふうな形で、当初の目的が果たせたというふうな解釈でよろしいでしょうか。保健衛生総務費に関わっても、6回が2回になったり、そういうことをやったとしても、そのとおり、ネットを使ったり、いろんな形でもって対応ができたというふうなことでいいんでしょうね。というのは、せっかく予算の段階でいろいろ協議した中で決まったことが、ぐんぐん減っていくことについては、最後の調整になりますので、それで支障がないと言うのであれば、それでいいのかなというふうに思っています。二つとも同じような中身なので。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは、1点目の企画費の旅費についてお答えをいたします。

減額した理由については先ほど申し述べたとおりでございますが、当初、予定していたような調査等々、そういったものは、おおむね所期の目的は達成できているというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 私からは、2点目の衛生費の旅費の部分についての御質問についてお答えします。

企画費同様、当初の目的は達成しているというところで減額しているものです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上薫君） 3点、お伺いいたします。

23ページの2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、14節の世田米駅第1町有住宅解体工事費に関わってお尋ねをいたします。

解体のほうも既に済みまして、現在の状況は1.5メートルぐらいの高さがあります。まずは埋立てをして安全を図ることが肝要かと思えますし、また、今まで私も提案をさせていただいておりますが、世田米の中心地域の貴重な敷地ということになるかと思えますが、この活用の今後の進め方をお伺いいたします。

2点目です。34ページの7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の中の18節の起業奨励金についてお伺いをいたします。

これは、起業を考えている方々にはスタートアップとして投資できる非常にいい奨励金だというふうに私は考えております。これは、そういう意味で、もっと広く町内外のほうにPRをして、町内に起業人を呼び込むというふうな方策もするべきじゃないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

それから、3点目です。39ページになります。10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、12節の町の運動公園の野球場に関わってお尋ねをいたします。

野球場に関しては、今、このスコアボードのこれから表示システムを更新するということですし、外野のフェンスのところの企業の広告は、今、塗装のし直しをしているところですが、一番、応援とか来られる方々の声がありますのは、野球場の応援スタンドです。約、つくって15年ぐらいたっているわけですが、木製のわけですし、大分朽ちて、腐ってきておりますので、これを安全上から更新すべきというふうに考えておりますが、この3点について、お伺いをいたします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 私のほうから、23ページの世田米駅第1町有住宅の解体工事後の見通しはどうかというところでのお尋ねにお答えいたします。

その分につきましては、昨年度、設計といたしまして、本年度、解体したわけでありませうけれども、当初から何か跡地の利用目的があつて早急に解体したものではありませんで、老朽化が著しく、管理上の問題が一番大きいのが要因であります。また、景観上も、あと防犯上、環境面からも好ましい状況ではなかったということから、まずは解体を先行させたという状況であります。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 私からは、2点目の商工費の起業奨励金の部分について広くPRすべきではないかというふうな部分について、お答えをいたします。

起業奨励金につきましては、平成28年度に創設しまして、これまで14件ほどの申請を受けております。おおむね皆さん、現在でも頑張っている状況でございます。広くPRすべきというふうな部分でございますが、非常にスタートアップには大事な資金と捉えておりますので、商工会等々とも連携しながら、これからも広くPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 私からは、運動公園野球場の応援スタンドのベンチについて、お答えいたします。

議員御質問のとおり、応援スタンドのベンチにつきましては、町産材のカラマツを利用しまして、十数年前に整備いたしました。多少、修繕等は必要だとは考えておりますけれども、その修繕の方法、それから引き続き木製でやるのか、プラスチックがいいのか等々も公共施設の管理計画と合わせまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、最初の起業奨励金のほうからお伺いをしたいと思います、いずれ先ほど課長のほうから答弁がありましたように、14件ほど、現在、使っている方々がおられるということで、非常にこの分については有効なものというふうに思います。

そこで、私のほうで把握していますのは、最近では恐らくUSCOFFEE（アスコフィー）さんであるとか、fukura（フクラ）さんであるとか、Andante（アンダンテ）さんとか、若い方々が起業するということで、活用されているというふうに思います。この方々の、せっかくの若い方々が企業ということで立ち上がっておるので、この経営者の方々のまちづくりとか観光等に、こういう方々の意見を、あるいはその要望を取り入れていくということが大事なんじゃないかというふうに思います。意見交換会といいますか、そういうふうなことを今後、考えていくべきじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 今、述べられた3点の方、もう起業奨励金が終わった方、継続で申込みをしている方、継続で5年間支援を行いますので、そういった中での情報交換、あるいは、今、言われましたまちづくりですとか、観光面ですとか、そういった部分への助言等々、情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） この起業奨励金は、初年度、1年度、150万円からスタートして、10分の10、次が10分の9とか、最後には10分の6ということで、マックスで最大600万円活用できるという、非常に大きな金額でございます。これらについては、一般の金

融機関の貸付けとなりますと、かなり厳しい審査があるわけですが、この奨励金の審査についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 審査につきましては、審査会を開催しております。役場関係各課、あとは有識者等々含めまして、審査をしておるところでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） すみません。順序が逆になりますけれども、一番最初に言いました世田米の駅のところの解体に関わってでございます。

老朽化ということで、まずは解体ということで考えたということですが、いずれ中心地域の大事な、貴重な敷地になると思いますので、曙、あるいは愛宕の、今、自治公民館も屯所の上の2階にあるということで、高齢化が進んでいて非常に厳しい使い方になっております。地区との活用策をともに考えていってほしいと思いますけれども、いかがでございますか。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） 跡地利用といたしますか、そういったところにつきましては、まだ決まっていないところでありますけれども、繰り返しなりますけれども、まずは防災上で、あそこの地域は土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにも該当しておりますので、そういう課題の検討も必要でございますし、また、今おっしゃった公民館とか消防屯所の話もございましたけれども、そういったのも地区の方々との対話が重要であると認識してございますので、そういった様々な課題を1つずつ解決しながら、どうにか進めていければと思いますけれども、今の段階ではどうこうというふうなところはないところであります。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。地区の方々との対話を重ねながら、今後、進めていただければと思います。

ちなみに、その安全の対策については、広報すみたの2月号のほうに、土砂のほうの受入先を募集しますといたしますか、情報提供をお願いしますというふうに載っていたしましたので、あそこをいずれ安全にするためには、まず埋立てをすることが大事かと思っておりますので、参考にいただければというふうに思います。

3点目の野球場の件でございます。修繕も必要だというふうに捉えているということでご

ございます。いずれ野球シーズンといたしますか、到来をしてみたいと思いますので、安全で安心な施設になるということを申し上げまして、よろしく対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 答弁はいいですか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点だけ、お願いいたします。

34ページ、7款商工費の1項2目7節報償費で、ふるさと納税返礼品が939万円ほど減額になっておりますが、かなり町長がこういうポータルサイトの更新とかに力を入れてきたと聞いておるわけですが、どういうふうになったのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） ただいまのふるさと納税のポータルサイトの強化等々の御質問に対して、お答えをいたします。

本年度、そのポータルサイトの更新ですとか、返礼品の新規開拓、そういったものを専門業者さんに委託をいたしました。おかげさまで、ポータルサイトにつきましても、従来のものを全体的に見直しまして、より見てぱっと目にとまるようなページに更新が図られたものと考えておりますし、新規の返礼品の開発につきましても、順調に件数は伸びてきているかなというふうに捉えているところでございます。

ただ、本年度の寄附の実績につきましては、前年度と比較してみまして、全体的にはちょっと低調に進んでいるかなというふうに捉えているところでございますが、調定ベースでいきますと、10月以降、これは9月の寄附になりますが、いわゆるお米が全国的に不足していた時期に、お米のほうに返礼品が集中いたしまして、10月、11月、12月といった年末については前年度より大幅に伸びているところでございますけれども、その反動とってはなんですが、ちょっと年明け、例年ですと、一番多い12月の時期が昨年度に比べると大幅に減少しているといったところで推移しているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） いずれこのポータルサイトの拡充とかは大変、結構なことではございますが、ふるさと納税をやる方が町外の方なので、やっぱりいかに対外的に広めていくかということが大事だと思います。今年度、ふるさと住田会も予定されておりますが、町当局もどんどん都会とか、東京とか、いろんな住田町の関係者をやっぱり回って歩く必要が

あるのかなとか、そういう銀河プラザを利用するとか、そういう方向をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） ただいま御質問いただきました、ふるさと納税のPRの関係でございますけれども、町長のトップセールスをはじめ、我々職員の名刺の裏にもQRコードを印刷して、関係する方々には積極的にPRを図っているところでございますし、ただいま御質問にございました、ふるさと住田会の、特に役員の方々を中心としたPRのお願いですとか、あとは、すみた大好き大使の皆様へのPRのお願い、それから、各課の関係するその町外の関係者の方々に日常的にPRを図るといったところで進めているところではございますが、こちらについても、引き続き、機会を捉えまして、積極的にPRしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第8号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、議案第8号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補

正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第8号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ190万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ7億7,525万3,000円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

3款県支出金151万3,000円の減は、保険者努力支援分の減によるものであります。

4款財産収入3,000円の減は、基金運用収入の減によるものであります。

7款諸収入38万7,000円の減は、IMM地域コホート調査研究業務委託金24万4,000円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

5款保健事業190万円の減は、検診健康診査委託料の減が主なものであります。

6款基金積立金3,000円の減は、基金運用収入積立金の減によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第9号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、議案第9号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、保健事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,770万3,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を、2ページ、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2. 歳入を御覧ください。

1款保険料510万円の増は、介護保険料の増によるものです。

3款国庫支出金1,040万7,000円の増は、国庫補助金1,036万8,000円の増が主なものです。

4款支払基金交付金1,126万4,000円の減は、支払基金交付金の減によるものです。

5 款県支出金、15 万 5,000 円の増は、県負担金の増が主なものです。

6 款財産収入 2,000 円の減は、財産運用収入の減によるものです。

7 款繰入金 2 万 1,000 円の減は、基金繰入金の減が主なものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は、9 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3. 歳出を御覧ください。

1 款総務費 24 万 2,000 円の減は、気仙広域連合負担金 12 万 2,000 円の減が主なものです。

2 款保険給付費 91 万 3,000 円の増は、介護給付費 1,695 万 8,000 円の増が主なものです。

4 款基金積立金 31 万 2,000 円の増は、介護給付費準備基金積立金の増によるものです。

5 款地域支援事業 54 万 2,000 円の減は、介護予防生活支援サービス給付費 36 万 8,000 円の減が主なものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号 令和 6 年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

議案第 9 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 9 号 令和 6 年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原

案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第10号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が、新たに拘禁刑として単一化されます。そのため、本町の条例に規定する懲役及び禁錮を拘禁刑に改める等、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1ページを御覧願います。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の第20条の2、第1項第3号及び第4号並びに第20条の3、第1項第1号は、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものであります。

2ページを御覧願います。

同条第3項第1号は、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものであります。

第2条、住田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の第5条第1号は、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものであります。

第3条、情報公開条例の一部改正の第44条は、拘禁刑の創設などに伴い、文言を整理するものであります。

第4条、住田町行政不服審査会条例の一部改正の第8条は、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものであります。

第5条、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、3ページを御覧願います。

第16条第5号及び第4号並びに第17条第1項第1号及び第3項第1号は、拘禁刑の創

設に伴い、文言を整理するものであります。

4 ページを御覧願います。

第6条、住田町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正の附則第3条第4項及び第5項は、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものであります。

第7条、住田町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正は、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものであります。

次に、附則でございます。

第1項は、この条例は令和7年6月1日から施行するものであります。

第2項は、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置を定めるものであります。

第3項は、この条例の施行後にした行為に対する旧刑法の罰則の適用に関する経過措置を定めるものであります。

第4項は、拘禁刑に処せられた者に係る人の資格に関する経過措置を定めるものであります。

第5項は、この条例の施行前に死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪を犯して起訴されたものに関する経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第11号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例で引用している地方公務員法の一部を改正する法律の附則第9条中に条ずれが生じたことから、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

第1条、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正の附則第2条及び第3条は、地方公務員法の一部を改正する法律の引用条項を改めるものであります。

次に、1ページから2ページにかけての第2条、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正の第4条第1項及び第6項は、地方公務員法の一部を改正する法律の引用条項を改めるものであります。

次に、附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第12号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、岩手県の例に準じて、一般職の職員の扶養手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び給料表の改定、並びに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への寒冷地手当の支給に関して、所要の整備を行うものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1ページを御覧願います。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の第9条は扶養手当の支給を定めるもので、同条第1項は文言の整理であります。

同条第2項は、文言の整理、並びに但書の規則への委任事項及び同項第1号に規定する配偶者を対象から削り、同項第2号から第6条までをそれぞれ繰り上げるものであります。

同条第3項は、県に準じ、前項で削った配偶者への扶養手当を廃止し、付与親族たる子の扶養手当の額を月額1万円から月額1万3,000円に引き上げるものであります。

同条第4項は、文言の整理であります。

同条第5項は、扶養手当の支給に関する必要事項を規則に委任するものであります。

次に、1ページから2ページにかけての第10条は扶養手当の事務手続を規定しているもので、前条第5項で規則に委任することから削除とするものであります。

次に、2ページから3ページにかけての第10条の3は単身赴任手当を定めるもので、同条第1項は扶養者に事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む規定とするものであります。

第18条は管理職手当を定めるもので、同条第2項は管理職手当額表に定める管理職手当の額を算定する際の支給率の増減割合を100分の10から100分の12.5にしようとするものであります。

第19条の2は管理職員特別勤務手当を定めるもので、第1項は文言の整理であります。

同条第2項は、県に準じて、対象時間について、午前零時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時までに改めるとともに、文言の整理を行うものであります。

同条第3項は、文言の整理であります。

4ページを御覧願います。

第24条は、県と国に準じ、定年前再任用短時間勤務職員に対し、寒冷地手当を支給することから、適用除外の規定から第22条で定める寒冷地手当を除外するものであります。

4ページから23ページまでを御覧願います。

別表第1、行政職給料表、別表第2、医療職給料表について、給料月額を県に準じて改定しようとするものであります。

23ページを御覧願います。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正の附則第2項は経過措置を定めるもので、県と国に準じ、暫定再任用職員に対し、寒冷地手当を支給することから、適用除外の規定から第22条で定める寒冷地手当を除外するものであります。

24ページを御覧願います。

次に、附則であります。

第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項は、第1条による別表第1及び別表第2の改定に伴う号給の切替えを定めるものであります。

第3項は、切替日前に職務の級を異にして異動した職員等と切替日において異動等をしたものと権衡を保つための調整を定めるものであります。

第4項は、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置について定めるものであります。

第5項は、規則への委任を定めるものであります。

24ページから35ページを御覧願います。

附表別表は、附則第2項に規定する職員の号給の切替日を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第13号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第13号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の制定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第6条は、文言の整理であります。

第2条第1項は、外国旅行の旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等の例を適用するものであります。

同条第2項は、前項で国家公務員等の旅費に関する法律施行令を適用することから削るものであります。

次に、附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大及び職員から介護についての申出があった場合において、任命権者が講じなければならない措置等を定めるなど、所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1ページを御覧願います。

第8条の2、第2項は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大し、小学校就学の始期に達するまでの子とするものであります。

同条第3項は、文言の整理であります。

同条第4項は、文言の整理及び読替規定の改正であります。

第15条第1項は、文言の整理及び介護についての申出があった場合における措置等を第

15条の3に追加することから、略称規定を加えるものであります。

第15条の3は、介護についての申出があった場合における措置等についての規定を追加するものであります。

次に、2ページから3ページにかけての第15条の4は、勤務環境の整備に関する措置についての規定を追加するものであります。

次に、附則であります。

第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。ただし、次項に定める経過措置の規定については、公布の日から施行するものであります。

第2項は、改正後の条例第8条の2、第2項により、新たに請求の要件を満たすこととなる者の事前請求を可能とする経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1ページを御覧願います。

第18条第3項は、非常勤職員に対する部分休業の承認について定めるもので、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の引用条項を改めるものであります。

次に、附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決しま

す。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第16号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第16号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び独自利用事務の追加に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1ページを御覧願います。

第1条、第2条及び第5条第1項は、法改正による項または号のずれを改めるものであります。

別表第1、1の項は、文言の整理によるものであります。

2ページを御覧願います。

同じく5の項は、子供・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例による給付、6の項は、住田町ひとり親家庭医療費給付条例による給付、7の項は、住田町子育て支援医療費給付規則による給付に関する事務を個人番号利用事務に追加するものであります。

別表第2、8の項は、文言の整理によるものであります。

2ページから3ページにかけての、同じく14の項から16の項までは、別表第1、5の項から7の項で追加する三つの事務で扱う特定個人情報をそれぞれ定めるものであります。

3 ページを御覧願います。

別表第3、1の項は、文言の整理によるものであります。

次に、附則は、この条例の施行期日を令和7年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上薫君） 今回のこの条例は、今までは個人番号の利用というのは、社会保障、税、災害対策の3分野に限定されておったかと思いますが、それ以外での目的は今まで認められなかったというふうに理解をしております。

今回のこの条例の追加というのは、行政のデジタル化、あるいは住民サービスの向上を目的とし、自治体が独自にそのマイナンバーの利用範囲を広げるという仕組みだというふうに理解をいたします。

そこで、独自事業事務の追加をする場合、自治体をどのような手続を踏んでいくのか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） ただいま御質問いただきました、独自の事務での利用ということですが、これ、法律の中で市町村が条例で定める事項はその個人番号を扱うことができるというふうに規定をされておまして、県内では、近くですと、大船渡市や大土町などでもこの医療費給付の関係の事務も独自に条例で追加をしているところであります。

事務を追加しようとする場合には、まずは条例でその事務の範囲ですとか、特定個人情報について定め、その後、そのシステム上で利用する手続等々をいたしまして、それから利用を開始するというような流れになっております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上薫君） 手続上はこういう条例を制定して、国のほうの審査も必要だというふうに伺っておりますが、あとは、この個人番号の取扱いの適切な管理等、安全対策というのはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 安全管理対策でございますけれども、セキュリティに関する

規定がございますので、その規定に基づいて情報を取り扱うということになりますし、そのセキュリティに関する規則に基づいて、適正に利用を図っていくというふうな形になります。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第16号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11～日程第16 議案第1号～議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第11、議案第1号 令和7年度住田町一般会計予算、日程第

12、議案第2号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第3号 令和7年度住田町介護保険特別会計予算、日程第14、議案第4号 令和7年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第15、議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第16、議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第1号から議案第6号まで、各会計の令和7年度予算案について御説明いたします。

まず、議案第1号 令和7年度住田町一般会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ53億5,900万円であり、前年度比1億9,300万円、3.7%の増であります。

歳入歳出予算の款ごとの概要については、第1表、歳入歳出予算で御説明いたします。

債務負担行為につきましては、8ページの第2表、地方債につきましては、9ページの第3表のとおりであります。

一時借入金の借入れの最高額については、6億円と定めようとするものであります。

次に、第1表、歳入歳出予算により、款ごとの概要を御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、10ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入を御覧ください。

1款町税は6億8,048万4,000円であり、前年度比6,163万1,000円の増は、固定資産税の増が主なものであります。

2款地方譲与税は9,200万円、3款利子割交付金は21万円、4款配当割交付金は99万円、5款株式等譲渡所得割交付金は96万円、6款法人事業税交付金は630万円、7款地方消費税交付金は1億2,100万円、8款環境性能割交付金は210万円、9款地方特例交付金は160万円、10款地方交付税は24億2,000万円、11款交通安全対策特別交付金は50万円で、いずれも所要の見積額を計上しております。

12款分担金及び負担金は525万9,000円であり、前年度比112万3,000円の増は、地域情報通信基盤施設撤去負担金の増が主なものであります。

13款使用料及び手数料は8,694万2,000円であり、前年度比289万2,000

0円の減は、町営住宅使用料の減が主なものであります。

14款国庫支出金は4億776万円であり、前年度比780万5,000円の増は、社会資本整備総合交付金の増が主なものであります。

15款県支出金は2億9,192万2,000円であり、前年度比4,036万5,000円の増は、参議院議員選挙執行委託金の計上が主なものであります。

16款財産収入は5,295万3,000円であり、前年度比223万円の増は、基金運用収入の増が主なものであります。

17款寄附金は7,500万1,000円であり、前年度と同額であります。

18款繰入金金は6億8,151万5,000円であり、前年度比1億5,845万3,000円の増は、財政調整基金繰入金金の増が主なものであります。

19款繰越金は5,446万9,000円であり、前年度比147万5,000円の増であります。

20款諸収入は8,713万5,000円であり、前年度比2,372万円の増は、デジタル基盤改革支援補助金の増が主なものであります。

21款町債は2億8,990万円であり、前年度比1億160万円の減は、緊急自然災害防止対策の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、11ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳出を御覧願います。

1款議会費は7,318万1,000円であり、前年度比55万1,000円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

2款総務費は9億2,781万8,000円であり、前年度比1億2,787万2,000円の増は、情報システム標準化・共通化業務委託料の増が主なものであります。

3款民生費は11億8,381万5,000円であり、前年度比2,984万3,000円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

4款衛生費は3億7,379万円であり、前年度比549万6,000円の増は、地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料の計上が主なものであります。

5款労働費は62万9,000円であり、前年度と同額であります。

6款農林業費は4億2,492万3,000円であり、前年度比4,862万5,000

円の増は、花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金の増が主なものであります。

7款商工費は1億1,018万7,000円であり、前年度比1,825万3,000円の増は、滝観洞観光センター整備事業費の計上が主なものであります。

8款土木費は5億7,028万2,000円であり、前年度比9,823万6,000円の減は、準用河川名代沢川改修工事費の減が主なものであります。

9款消防費は3億6,122万7,000円であり、前年度比2,224万2,000円の増は、防災行政無線親局機器再送信局機器更新工事費の計上が主なものであります。

10款教育費5億9,670万4,000円であり、前年度比3,448万7,000円の増は、埋蔵文化財発掘調査委託料の増が主なものであります。

11款災害復旧費は1万円であり、前年度と同額であります。

12款公債費は6億8,496万7,000円であり、前年度比418万5,000円の増は、辺地対策事業債の元金の増が主なものであります。

13款諸支出金は4,547万5,000円であり、前年度比47万5,000円の増であります。

14款予備費は599万2,000円であり、前年度比79万3,000円の減であります。

なお、令和7年度の主な事業につきましては、既に配布しております別冊の令和7年度一般会計歳入歳出予算の概要と主な事業のとおりとなっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の101ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6億7,121万6,000円であり、前年度当初予算比3,049万8,000円の減は、保険給付費の減が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額については、3,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第3号 令和7年度住田町介護保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の119ページを御覧ください。

保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ10億1,354万3,000円であり、前年度比1,537万4,000円の増は、介護給付費の増が主なものであります。

介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ211万4,000円であり、前年度比41万4,000円の減は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の減が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額については、保険事業勘定において5,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第4号 令和7年度住田町後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の143ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ9,315万5,000円であり、前年度比648万5,000円の増は、電算機器と使用料の計上が主なものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、給水件数1,575件、総給水量34万立米であります。

収益的収支は、収入1億5,357万4,000円、支出1億3,518万4,000円であります。

資本的収支は、収入3,998万4,000円、支出7,216万5,000円であります。

支出に対する不足額3,218万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額138万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,079万8,000円により補填するものであります。

その他、企業債一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金及び棚卸資産の購入限度額につきましては、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計予算の概要について御説明いたしま

す。

予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、接続戸数665戸、総排水量15万7,000立米であります。

収益的収支は、収入1億522万6,000円、支出1億89万1,000円であります。

資本的収支は、収入5,747万3,000円、支出6,290万4,000円であり
ます。

支出に対する不足額543万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金346万7,000円により補填するものであります。

その他、企業債、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきまして、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第1号から第6号まで、令和7年度住田町各会計の予算案の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） お諮りします。

議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

なお、この予算審査特別委員会は、正・副委員長互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議場において招集することといたします。

改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 33 分
